

秩父市立大田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、子どもたちが安心して健やかに成長できる学校をつくるため、「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを守る」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組む続ける。

(2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ防止

(ア) いじめのない学校をめざし全職員で取組を推進するとともに、いじめは本校においても、どの子にも起こり得るという姿勢で情報収集に努め、ささいな兆候であっても見逃さない。

(イ) 生徒に豊かな心と道徳的実践力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りながら、いじめ防止に努める。

(エ) いじめ防止のための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権学習等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、定期的な調査等を次のとおり実施する。

①いじめの実態把握のためのアンケート調査 隔月（生徒対象）

②人権に関するアンケート調査 年2回（生徒対象）

③さわやか相談員による面接 年1回（生徒対象）

④いじめのサイン発見チェックリストによる調査 月1回（教職員対象）

⑤学校評価による調査 年1回（保護者対象）

⑥学校関係者評価による調査 年1回（学校運営協議会委員対象）

(イ) いじめの相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整える。

①スクールカウンセラーによる相談

②さわやか相談員による相談

(ウ) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

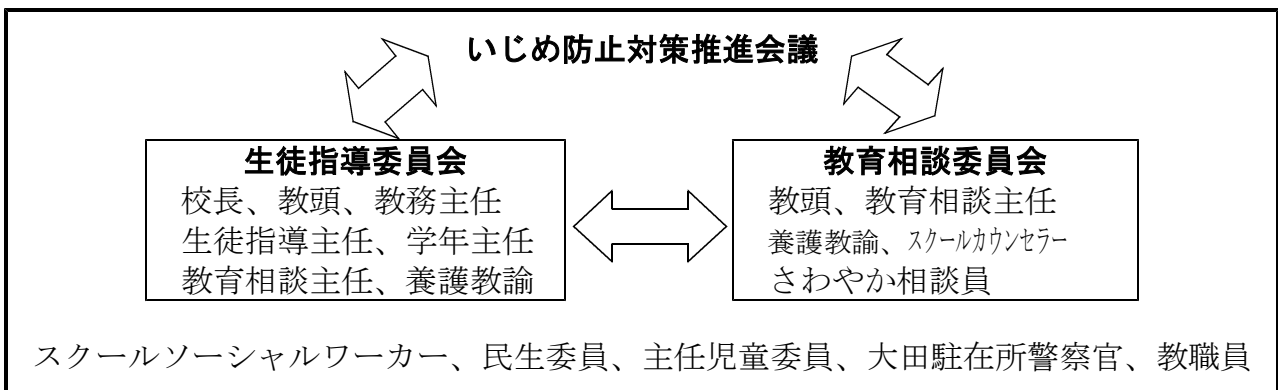
いじめに関する校内研修等を計画的に実施することにより資質の向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを介してのいじめを防止するために、生徒及び保護者を対象とした情報セキュリティ講演会等を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

- ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進会議」の設置
「いじめ防止対策推進会議」は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために置くものである。
 - (ア) 構成員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員、その他の教職員
ただし、必要に応じて次の構成員を招集することもある。
スクールソーシャルワーカー、民生委員、主任児童委員、大田駐在所警察官
 - (イ) 活動内容
 - ①いじめの早期発見に関すること
 - ②いじめ防止に関すること
 - ③いじめ事案への対応に関すること
 - ④いじめが心身に及ぼす影響及びその他のいじめに関する生徒の理解を深めること
 - (ウ) 開催
全体の会議は必要に応じて開催する。
生徒指導委員会は、週1回開催する。(月曜4校時)
教育相談委員会は、月2回開催する。(火曜4校時)

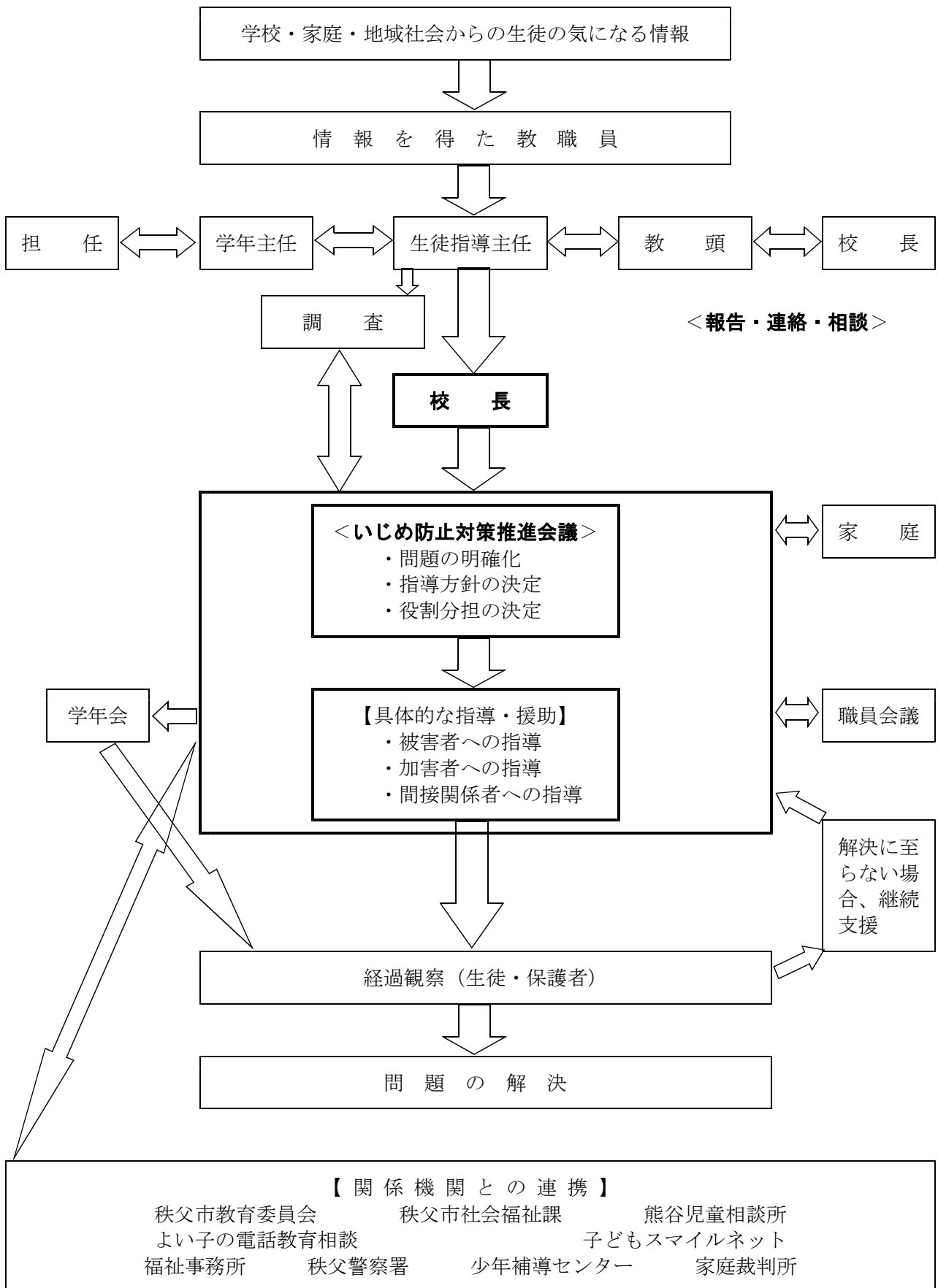


- ② いじめに対する措置
 - (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止させるため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - (ウ) 必要な場合は、いじめを行った生徒を一定期間別室で学習させる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにする。
 - (エ) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置等を行う。
 - (オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、秩父市教育委員会及び秩父警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時は、次の対処を行う。
- ① 重大事態が発生した旨を、秩父市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ問題への対応図



いじめ防止年間計画

○……目標 < >……方策・具体的取組

	月ごとの主な取組	年間を通しての取組
4	<p>○今年度の組織や方針、取組の確認 <いじめ防止対策推進会議> ○自己有用感を感じられる学級開き <一人一役の分担、学級目標の共有> ○インターネットを介してのいじめの防止 <情報セキュリティ講演会></p>	<p>○いじめの早期発見 <いじめの実態把握のためのアンケート調査の実施> ○わかる授業の実施 ○生徒が参加、活躍できる授業の工夫 ○授業規律の確立 ・開始、終了時刻の徹底 ・正しい姿勢の徹底 ・発表の仕方や聞き方の指導の徹底等 <スクールカウンセラー、さわやか相談員による個別面談・給食交流の実施> ○道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成 <道徳の時間を要(かなめ)として、各教科等の特質に応じた指導の充実> ○コミュニケーション能力の育成 ○感情のコントロールの仕方の定着 ○責任ある意思決定の方法 <生徒指導育成プログラムの計画的な実施> ○生徒の自主的、実践的な態度の育成 ○支持的雰囲気のある望ましい人間関係の構築 ○心の居場所となる学校・学級づくり <生徒会活動の充実、学級活動における話し合い活動の充実> ○生徒の変化の早期発見 <いじめサインチェックリストの活用、教職員ペア給食の実施> ○報告・連絡・相談の徹底 <生徒指導委員会・教育相談委員会の実施></p>
5	<p>○いじめの早期発見・早期対応 <人権アンケート、人権作文></p>	
6	<p>○協力してよりよい生活づくりに参画しようとする自主的・実践的態度の育成 <1年・2年校外学習、3年修学旅行></p>	
7	<p style="text-align: center;">取組評価アンケート (学校評価)</p>	
8	<p>○社会に必要な資質の育成 <2年社会体験チャレンジ事業> ○取組評価アンケートの結果に基づく改善・見直し <いじめ防止対策推進会議></p>	
9	<p>○協力してよりよい生活づくりに参画しようとする自主的・実践的態度の育成 <小中合同運動会></p>	
1 1	<p>○地域の方や障がい者の方との交流 <ものづくり体験、秩父特別支援学校との交流学習></p>	
1 2	<p>○いじめの早期発見と人権感覚の育成 <非行防止教室、面談の実施、人権教育週間、人権学習、人権アンケート、生徒会活動></p> <p style="text-align: center;">取組評価アンケート (学校評価)</p>	
2	<p>○取組のまとめ、次年度への計画見直し <いじめ防止対策推進会議></p>	
3		